

流山市文化芸術振興条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等、文化芸術に関する活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）の役割等を明らかにすることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものとする。

2 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

3 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術を創造し、享受することは、市民等の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、全ての市民等が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、市民等及び文化芸術団体が文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見のほか、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、市、市民等及び文化芸術団体が連携して取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び千葉県、近隣市その他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を活かし、文化芸術の振興に努めるものとする。

2 市民等は、文化芸術活動に関して相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

（文化芸術団体の役割）

第6条 文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、文化芸術の振興を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。

（1）文化芸術についての関心及び理解を深めること。

（2）文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。

（3）文化芸術に関する活動の支援に関すること。

（4）文化芸術に関する活動を支える人材の育成に関すること。

（5）文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。

（6）伝統的文化の継承及び発展に関すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること。

（財政上の措置）

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。